【前期 第1問】

甲は自らのことを祈祷師の「龍神」と名乗り、患者の体中に塩を塗ったり、呪文を唱えながら体を触ったりする「心霊治療」と称した治療を行っていた。

X(母親)の子、A(7歳、男児)は平成26年12月に重度の1型糖尿病と診断され、(1型糖尿病は膵臓（すいぞう）のβ細胞が自己免疫などによって壊れ、血糖値を下げるインスリンが分泌されなくなる病気。根治のための効果的な治療法がなく、膵臓移植を受けるか、生涯にわたって毎日注射などでインスリンを補う必要がある。)1日3回にも及ぶインスリン投与による治療をかねてから続けていたが、「インスリン投与をこのまま将来に渡って延々と続けるよりも完治してほしい」との思いから、Xは仕事で知り合った甲に相談し、心霊治療を依頼するに至った。甲はXからAは1型糖尿病で、インスリンの投薬治療が必要だと聞いていたが、「腹の中に死神がいるからインスリンでは治らない。むしろインスリンは毒であり、栄養価の高いものを食べさせるべきだ」などとしてインスリン投薬を中断させ、ろうそくを立てて「死神退散！死神退散！」と呪文を唱えながらAの体を触ったり、大量のハンバーガーや栄養ドリンクをAに摂取させたりする行為を治療と称して平成27年7月8日と11日の2回、甲の自宅にてXが付き添いの下行った。なお、「悪霊を祓う成功報酬」などという名目で甲はXから事前に診療報酬150万円を受け取っていた。

甲が治療を始めて2回目の同年7月11日の心霊治療中にインスリン投与中断によって体内インスリンが急激に欠乏するに至ったことでAの病状は急変し、危機的な状況に陥った。甲はこのままAを自宅内に放置すれば死亡するかもしれないと思ったが、心霊治療の失敗発覚を恐れて、Aが死んでもやむを得ないと考えて、その後も心霊治療を施すのみでAに必要なインスリン治療等適切な医療措置を取らなかった。そのため、Aはインスリンの欠乏によって起きる「糖尿病性ケトアシドーシス」を併発して衰弱死した。

甲の罪責を検討せよ。

参考判例:最高裁平成17年7月4日第二小法廷決定